

# 健康・医療ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 今後発売される投与間隔15日以上 の生物学的製剤(皮下注射)の在宅自己注射について	..... 1
2 - 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用	..... 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 4月25日	27年 5月15日	今後発売される投与間隔15日以上 の生物学的製剤(皮下注射) の在宅自己注射について	<p>日本乾癬患者連合会は、今後、日本で発売される投与間隔15日以上 の生物学的製剤(皮下注射製剤)も在宅自己注射が可能となることを強く要望いたします。</p> <p>乾癬治療における生物学的製剤は、私たち患者の症状の軽快又は寛解、生活の質の向上に大きく寄与しており、更に在宅自己注射が可能となる製剤は私たち患者の多様なニーズに対応し得る至便性に優れた製剤です。</p> <p>実際に、関節症状が強い患者や生物学製剤が使用可能な医療機関が少ない地域に暮らす患者などは、在宅自己注射を行うことで通院の負担を軽減しつつ、生物学的製剤の恩恵を受けることが可能となっています。現在、在宅自己注射が可能となるアダリムマブを投与されている患者のうち、その半数以上が在宅自己注射を行っています。</p> <p>しかしながら、2013年11月15日に開催された第275回中央社会保険医療協議会総会において「薬事法上、15日間以上の間隔をあけて注射を行う注射等については、在宅自己注射指導管理料の対象外とする」という合意がなされ、これにより今後発売される生物学的製剤(皮下注射製剤)の中で投与間隔が15日以上となる製剤は保険診療では在宅自己注射ができなくなりました。これは、在宅自己注射を希望する患者が新しい薬物治療の恩恵を受けることの妨げとなり、特に前述のような通院の負担を軽減するために在宅自己注射を行っている患者においては極めて深刻な問題です。</p> <p>近々のケースでは、2014年12月に承認されたセクキヌマブは、その審査結果報告書によると「自己投与時の有効性及び安全性について現時点で特段の問題は示唆されていない」とされていますが、投与間隔が4週間となっているため保険診療では在宅自己注射ができないこととなります。</p> <p>日本乾癬患者連合会は、今後日本で発売される投与間隔15日以上 の生物学的製剤も、それを必要とする全て乾癬患者にとって取り得る治療の選択肢の一つとなるよう、在宅自己注射が可能となることを強く要望いたします。</p>	日本乾癬患者連合会	厚生労働省
2	27年 4月28日	27年 5月15日	医療・介護・健康分野でのマイナンバー 制度の利活用	<p>○医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護・健康分野でもマイナンバー制度を利活用し、電子カルテ、レセプトなどに記載されている各種情報などを連携させることで、効率的なIT投資と効率的な行政が実現できる。</li> <li>・健康保険証と個人番号カードを一体化する。将来的に、診察券やお薬手帳も一体化する。</li> <li>・マイナポータル等の仕組みを通じて、患者自身が、診療行為結果や投薬履歴など医療・介護・健康分野のパーソナルデータにアクセス可能とし、どの情報を医療機関、介護事業者、健康関連サービス事業者等に閲覧させるかなどを決定できる仕組みを提供する。これらにより、新たな民間サービスの登場も促す。</li> <li>・医療・介護・健康分野へのマイナンバー制度の利活用拡大をさらに進めていくためには、個人情報保護に関して2000近い法令(自治体、政府機関、独立行政法人等)を、ひとつの法令などに統合することも検討しないといけない。</li> </ul> <p>○医療等ID</p> <p>医療分野に特化した別番号(医療等ID)を創設するというのであれば、改めて反対。ただし医療等IDが、情報連携基盤により紐づけられる分野別番号(機関毎にマイナンバーから生成される機関別符号の一つ(医療機関等向け符号))を指すのであれば、悉皆性と一意性を担保することができ、当連盟としても反対しない。</p>	(一社)新経済連盟	厚生労働省 内閣官房